

生徒総合補償制度のご案内

(団体総合生活保険)

本制度は中央大学杉並高等学校生徒のための制度です。

(この保険は、学校法人中央大学が保険契約者となる団体契約です。)

この保険は、学校法人中央大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人中央大学が有します。

団体割引
15%!!

5つの補償でしっかりサポート!

① 個人賠償責任

② 生徒本人の傷害

③ 入院・手術医療・入院療養

④ 学資費用

⑤ 天災危険

ご入学
おめでとうございます

申込
締切日

2025年3月31日(月)

<締切後も随時承っております。>

締切日以降のお申込も承っておりますが、補償開始が遅れますのでご注意ください。4月1日以降にお振込みいただいた場合は、振込み日翌日からの補償開始となります。5月以降の保険料につきましては代理店にお問い合わせください。

また、お支払いが遅れますと加入者票の発送も遅れる場合がありますので重ねてご了承ください。

募集対象者

中央大学杉並高等学校の生徒

保険料
払込方法

保険料はゆうちょ銀行または郵便局から「払込取扱票」(同封)にてお振込みください。

保険期間

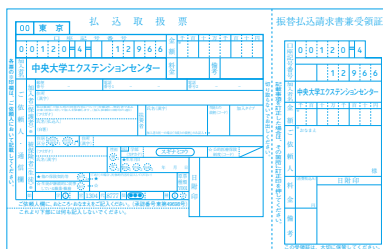
2025年4月1日午前0時から2028年4月1日午後4時まで(3年間)

お申込方法

同封いたしました払込用紙が加入依頼書になっています。必要事項をご記入のうえ、保険料を添えて、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にてお振り込みください。(振込手続きをもってお申込みは完了します。)



プランをお選びください。



払込取扱票にご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局にてお申込みください。



加入者票は5月下旬頃扶養者様宛に郵送します。ご卒業まで大切に保管してください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

生徒生活を取り巻くさまざまな危険から

5つの補償でしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

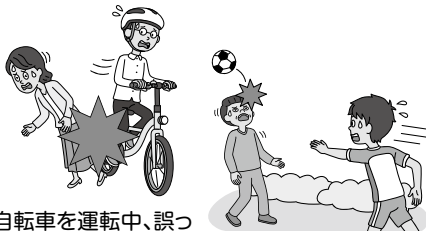
他人にケガをさせてしまったら?

1 個人賠償責任

国内外において、お子様が日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内でお子様から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

道路でボールを蹴ってしまい歩行人にケガをさせた。

国内外を問わず補償!
免責金額(自己負担額)ゼロ!

やっぱり、病気で入院も心配!

3 入院・手術医療・入院療養

入院・手術医療保険金(A・Bタイプのみ)

病気で2日以上入院*1したときや手術*2をしたとき、また放射線治療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

入院療養一時金(A・Bタイプのみ)

病気で60日以上入院が必要であると診断されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

盲腸になり、7日間入院した。

(注)保険期間の開始時にすでに被っている病気については保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。(ただし、新規ご加入時の保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)



国内外を問わず補償!

もしも、扶養者が事故にあったら!

4 学資費用

傷害による学資費用(A・B・Cタイプのみ) 扶養者がケガで死亡されたり、重度後遺障害を被った場合に、その翌日以降、保険期間終了までに実際に支払う授業料等の費用を補償します。

疾病による学資費用(Aタイプのみ)

Aタイプをお選びいただいた場合には、上記に加え、扶養者が病気で死亡された場合にも補償の対象となります。

(※)払込取扱票の「扶養者」欄に記載された方が、本補償の扶養者となります。

(※)毎年の補償限度額はタイプ表をご覧ください。



扶養者が事故に遭い重度後遺障害を被った。

国内外を問わず補償!

生徒はアクティブ。やっぱり、日常生活でのケガが心配…。

2 生徒本人の傷害

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、保険の対象となる方が熱中症になった場合にも下記保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 1事故について180日を限度とします。なお、事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

*1 1事故について90日を限度とします。なお、事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。



自転車で転倒し、ケガをした。



スポーツによるケガ。

国内外を問わず補償!

地震が起こったら?

5 天災危険

天災(地震もしくは噴火または、これらによる津波など)によって生じたケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院(前記②)、傷害による学資費用保険金(前記④)を補償します。

(天災危険補償特約)

団体割引15%適用

ご加入タイプと保険料

職種級別A

保険料(3年間分)

Aタイプ

43,280円

Bタイプ

33,920円

Cタイプ

28,270円

Dタイプ

5,630円

おすすめ

① 個人賠償責任 **特徴!!**
(免責金額(自己負担額):0円)
国内の事故に関しては、東京海上日動の示談代行つき!!

		国内外:2億円 記録情報限度額:500万円	国内外:2億円 記録情報限度額:500万円	国内外:2億円 記録情報限度額:500万円	国内外:2億円 記録情報限度額:500万円	
補償額(保険金額)	② 生徒本人の傷害	死亡・後遺障害	30万円	30万円	30万円	30万円
		入院日額*1 (1日につき)	3,000円	3,000円	3,000円	×
		通院日額 (1日につき)	2,000円	2,000円	2,000円	×
		熱中症	○	○	○	○
		細菌性食中毒等	○	○	○	○
		地震・噴火・津波	○	○	○	○
③ 生徒本人の病気	入院医療日額*2	3,000円	3,000円	×	×	
	入院療養一時金額	30万円	30万円	×	×	
④ 扶養者の方が万一の時の補償	傷害	学資費用*3 (死亡・重度後遺障害)	80万円	80万円	80万円	×
		地震・噴火・津波	○	○	○	×
	疾病	学資費用*3 (死亡)	80万円	×	×	×

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。〔時期を同じくして〕とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*3 学資費用は、支払年度ごとのお支払い限度額となっております。学業費用支払対象期間は扶養者が扶養不能状態になった日の翌日から、2028年4月1日までとなります。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

〈保険の対象となる方〉 保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、中央大学杉並高等学校に在籍する生徒の方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】

「保険の対象となる方(被保険者)」は、以下の場合を除きご本人*1のみとなります。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

学資費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学資費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で
の最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的
な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ● 電話介護相談 : 午前9時～午後5時

いづれも ● 各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

土日祝日、
年末年始を除く

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類
や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療
機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕
方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご
提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住居リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生
活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに
役立つ情報をご提供します。



受付時間: ● 法律相談 : 午前10時～午後6時

いづれも ● 税務相談 : 午後 2時～午後4時

土日祝日、
年末年始を除く

● 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時

● 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokimarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者とい
います。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある
方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。
控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)
※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

お問い合わせ先

<取扱代理店> 中央大学 学生総合補償制度係
日本防災保障株式会社
〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-548-1
日本防災保障本社ビル
フリーダイヤル **0120-222-632**
月～金 9:00～17:00

<引受保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**
担当課 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
ラ・メール三番町10F
TEL.03-3515-4133 月～金 9:00～17:00